

令和 4 年 6 月 7 日現在

機関番号：32642

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K18117

研究課題名（和文）近代オスマン・ギリシア公法学史研究

研究課題名（英文）Greek Jurists, Ottoman Law: Politics of Jurisprudence in the Modern Ottoman Empire

研究代表者

藤波 伸嘉 (Fujinami, Nobuyoshi)

津田塾大学・学芸学部・教授

研究者番号：90613886

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、19世紀末から20世紀初頭にかけて、オスマン帝国内外で展開された法学的言説とその意義を、同時代の政治的思想的展開に位置付けつつ考察した。具体的には、西欧列強の世界支配が進み西欧法の普遍性が自明の前提とされる環境において、オスマン帝国とギリシア王国の法学者が、それぞれに自国の伝統とそれが持つ世界史的な意義を強調しながら自国の利益を擁護しようとしたさまを、同時代の法学書や法学雑誌掲載の論説を素材として論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

冷戦終結後四半世紀を経て、宗教復興と地域大国の勃興が進み、主権国家体系の綻びが各地で噴出する中、西洋中心主義から自由な立場から世界史上の法制度を見直そうとする試みが進んでいる。イスラームを国教としカリフを戴くムスリム多数派の領域的主権国家としての近代化を図ったオスマン帝国の内外で、どのような改革が志向され、その法制度はどのような論理で正当化されていたかを知ることは、西欧近代を規範的に是とする立場を相対化し、オリエンタリズムの焼き直しとも見紛う「法の共約不可能性」の議論に再考を迫る上でも、不可欠の作業と言えるだろう。本研究はこのような課題に学術的な観点から応えようとするものである。

研究成果の概要（英文）：In this study I examined the legal discourse produced in and around the Ottoman Empire at the turn of the twentieth century. At a time when the Western Powers dominated the world and the universal value of European law was taken for granted, Ottoman and Greek jurists attempted to defend their national interests, by advocating the historic value of their respective legal traditions. Written for both the domestic and international audience, contemporary texts (in Ottoman Turkish and Greek) provide us with a wide array of legal argument that offers a glimpse to Ottoman/Greek legal minds of the time.

研究分野：近代オスマン史

キーワード：オスマン帝国 ギリシア 正教会 国際法 憲法

1. 研究開始当初の背景

近代オスマン史と近代ギリシア史は別々の視座から研究されることが多い。また、国際法史や法制史一般の叙述が近代オスマン帝国の経験を視野に入れることは少ない。だが主権国家としては別々に分かれたオスマン・ギリシア両国は、「長い 19 世紀」を通じて、政治的にも社会経済的にも思想的にも密接な関係にあり続けた。しかもその国境線は、当時の西欧人からはキリスト教圏 / ヨーロッパとイスラーム圏 / アジアとの境界線でもあると観念されていたため、この両者の関係が法的にはどのように定義され表象されていたかは、西欧人、ギリシア人、そしてムスリムが、法とその近代化をめぐる、ムスリムとキリスト教徒の関係をどのように評価し定義付けていたかを論ずるに際して好個の研究対象となる。

ところが、それが基本的に主権国家の実定法を対象とするという方法論の性格上、既存の法制史研究においては、主権国家を単位とした研究の分断が顕著である。更に、法学研究はその下位区分ごとの棲み分けが明瞭であり、国際法や憲法や民法など、分野ごとに研究が細分化されている。比較法制史研究は存在するものの、それらもやはり国家の枠を前提とすることが多いため、国境を跨ぐ形で行なわれた当時の法学的な営為に十分な光を当てられているとは言い難い。以上を要するに、本研究の開始当初にあっては、オスマン・ギリシア両国の法制度や法思想を、統一的な視座に基づき、跨境的な立場から考察する仕事は少なかった。

2. 研究の目的

そこで本研究は、こうした欠を補うべく、オスマン・ギリシア両国の公法学史の統一的な考察を可能とするための方法論の整備と、史料に基づくその実践とを目標とした。すなわち、19 世紀末から 20 世紀初頭のオスマン帝国とギリシア王国を同時に取り上げ、国制を異にしつつも、政治的にも社会経済的にも思想的にも極めて密接な相互影響の下にあったこの両国が、法や政体の在り方に関わる公法学という営みをめぐり、それぞれどのような理論を展開し、またその理論の影響下でどのような政治過程が展開されたのかを、できる限り統一的な視座から考察しようとした。より具体的には、君主、議会、地方行政、宗務行政、治外法権など、公法上の諸制度がオスマン・ギリシア両国でそれぞれどのように受容され、またそれが両国の政治過程にいかなる帰結をもたらしたのかを論じようとした。こうした手法を通じて、主権国家の枠を前提としがちな既存の法制史研究や法思想史研究を乗り越えつつ、オスマン史研究やギリシア史研究に新たな知見をもたらすことを当面の目的とした。

3. 研究の方法

本研究は歴史学、特に文献史学の方法論に基づく。上記の問題設定に鑑み、本研究は、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、オスマン・ギリシア両国並びに西欧諸国において、オスマン内外の法制度について誰がどのような理論を構築し、それが同時代的にどのように評価され受容されていたかを、一次史料に基づいて検討する。オスマン・ギリシア両国における法思想の展開を、当時の西欧法理論との比較の上で論ずるためには、オスマン国制をめぐる同時代的に重視されていた論点を取り上げるのが有用である。その切り口となるのが、「長い 19 世紀」にかけてオスマン国制に埋め込まれた三つの特権である。その第一はカピチュレーションに基づく「外国人特権」であり、第二はキリスト教徒共同体に広汎な自治を認めた「宗教的特権」である。そして第三は、名目上はオスマン領に属しつつも大宰相府の実効支配から離れた地域、「特権諸州」である。これらの特権は自国の統治権を制限するものだったため、至高な筈の自国の主権の下にそれをどう位置付けるかは、オスマン人法学者にとって喫緊の課題となった。他方、全ギリシア人の居住地を自領に組み込もうとする領土拡張主義、「メガリ・イデア」を国是とするギリシア王国にとり、オスマン臣民たるギリシア正教徒は、「保護」されるべき「未解放」の同胞だった。従って、ギリシア臣民のオスマン領での地位やオスマン臣民たるギリシア人の地位は、キリスト教徒居住地の自治と並んで、ギリシア人法学者の深甚の関心と呼ぶ論点であった。つまり、オスマン内外のギリシア正教徒やその居住地の地位は、オスマン法制とギリシア法制の双方が、各々異なる立場から、異なる形で自らの内に包接しようとした対象だった。従って、オスマン・ギリシア両国の法制史や法思想史を統一的に把握するためには、この種の論点をめぐって、両国の法学者がそれぞれどのような制度を構想し、またどのような理論からそれを正当化していたのかを、跨境的な視座から分析することが必要となる。

そこで本研究は、ムスリムとしてはアフメト・シュアユブやジェラーレツィン・アーリフ、マフムト・エサトやジェラール・ヌリ、そしてサドリ・マクスーディやアフメト・アーオールといった人々を、ギリシア人としてはカラヴォキロスやエレフテリアディス、ストレイトやポリティス、そしてサリポロスやカザジスといった人々の著作を取り上げて、彼らの展開した法思想が、同時代の政治過程とどのように影響し合っていたかを明らかにする。

4 . 研究成果

本研究の前半に当たる 2017 年度から 2019 年度にかけては、上記の課題を達成すべく、トルコ共和国イスタンブールへの出張を行なった。同市に所在する首相府オスマン文書館やアタテュルク図書館、スレイマニエ図書館やバヤズィト図書館、そしてイスラーム研究センター附属図書館などを訪れ、未公刊文書史料を中心に、現地でなければ入手が困難な史料や研究書の調査や収集に当たった。しかし周知の通り、2019 年 3 月以降は新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、海外出張は事実上不可能な情勢となった。このため、研究期間を一年間延長した上で、2020 年度及び 2021 年度については、収集済みの史料の分析と執筆、そして研究報告を中心に据える形に研究計画を修正した。

本研究の成果として挙げられた具体的な業績は別に記した通りである。これらの仕事を通じて、個々の法学者の議論を踏まえながら、オスマン・ギリシア両国で蓄積された法理論について、それらを統一的な視座から検討するための見取り図を描くことができたものと思われる。西欧列強が「キリスト教徒保護」のためにオスマン国制に埋め込んだ種々の「特権」への対処が、自国の主権擁護や領土保全を図るオスマン人法学者にとって最重要の論点を成したこと、他方で、軍事的にも政治的にも弱体な「小国」ギリシアの法学者は、自らの「民族的」な利権を追求するためにも、自国はキリスト教国であるが故に「文明国」なのであり、故に「野蛮」なオスマン帝国に対しては列強と同等の「特権」を享受するのだという主張を展開していたことが明らかとなった。このような知見は、既存の主権国家の枠組みを前提とする視座からは浮かびにくいものであり、同時代の一次史料に基づく歴史学の方法論によって初めて浮かび上がったものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 6件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 Fujinami Nobuyoshi	4. 巻 63(2)
2. 論文標題 Defining Religion in a State that wasn't: Autonomous Crete and the Question of Post-Ottoman Millet System	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Church and State	6. 最初と最後の頁 256-277
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1093/jcs/csaa032	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Nobuyoshi Fujinami	4. 巻 5(2)
2. 論文標題 Arbitrating Capitulations: Small Versus Barbarous in the 1901 Greco-Ottoman Consular Convention	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Jus Gentium: Journal of International Legal History	6. 最初と最後の頁 431-451
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Nobuyoshi Fujinami	4. 巻 6(1)
2. 論文標題 Hasan Fehmi Pasha and the Birth of Ottoman International Legal Studies	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Jus Gentium: Journal of International Legal History	6. 最初と最後の頁 145-163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Fujinami Nobuyoshi	4. 巻 59
2. 論文標題 Law for Tanzimat: Islam and Sovereignty in Kemalshazade Sait's Legal Thought	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Die Welt des Islams	6. 最初と最後の頁 171-188
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/15700607-00592P02	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Fujinami Nobuyoshi	4. 巻 51
2. 論文標題 ' Abd al-Hamid al-Zahrawi and His Thought Reconsidered: An Intellectual Portrait of the Arab Nationalist as an Ottoman Politician	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Osmanli Arastirmalari = The Journal of Ottoman Studies	6. 最初と最後の頁 239-263
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Fujinami Nobuyoshi	4. 巻 48
2. 論文標題 The First Ottoman History of International Law	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Turcica	6. 最初と最後の頁 245-270
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Fujinami Nobuyoshi	4. 巻 印刷中
2. 論文標題 A Constitutional Reading of Despotism: Ibrahim Hakki on Ottoman Administrative Law	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 International Journal of Turkish Studies	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Fujinami Nobuyoshi	4. 巻 --
2. 論文標題 The Ottoman Empire and International Law	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Oxford Bibliographies in International Law	6. 最初と最後の頁 --
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/OBO/9780199796953-0227	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤波伸嘉	4. 巻 1015
2. 論文標題 カリブなき世界の共和国 オスマン法からトルコ法へ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 164-175
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 藤波伸嘉
2. 発表標題 オスマン帝国の解体
3. 学会等名 第15回中東 イスラーム教育セミナー (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤波伸嘉
2. 発表標題 主権と特権の距離 近代オスマン帝国をめぐる法、制度、学知
3. 学会等名 北海道中央ユーラシア研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 FUJINAMI Nobuyoshi
2. 発表標題 Constitutions In-Between: Crete, from the Ottoman Privileges to a Greek State
3. 学会等名 Slavic-Eurasian Research Center 2017 Winter International Symposium: The Russian Revolution in the Long Twentieth Century (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 藤波伸嘉
2. 発表標題 カリフなき世界の共和国 オスマン法からトルコ法へ
3. 学会等名 歴史学研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 Takashi Okamoto (ed.)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Toyo Bunko	5. 総ページ数 323
3. 書名 A World History of Suzerainty: A Modern History of East and West Asia and Translated Concepts (担当箇所 “Between Sovereignty and Suzerainty: History of the Ottoman Privileged Provinces,” and “The Ecumenical Patriarchate in the Age of Ottoman Suzerainty,” pp. 41-69, 241-70.)	

1. 著者名 小松久男編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 山川出版社	5. 総ページ数 288
3. 書名 1905年 革命のうねりと連帯の夢（担当箇所「転換期の憲法」202-265頁）	

1. 著者名 Dimitris Stamatopoulos (ed.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Central European University Press	5. 総ページ数 316
3. 書名 Imagined Empires: Tracing Imperial Nationalism in Eastern and Southeastern Europe（担当箇所 “Hellenizing the Empire Through Historiography: Pavlos Karolidis and Greek Historical Writing in the Late Ottoman Empire,” pp. 29-55.）	

1. 著者名 吉澤 誠一郎、石川 博樹、太田 淳、太田 信宏、小笠原 弘幸、宮宅 潔、四日市 康博	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 378
3. 書名 論点・東洋史学（担当箇所「オスマン帝国の解体 何が失われ、何が忘れられたのか」「イスラムと民主主義 誰が、何のために論じるのか」224-25, 296-97頁）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------